

科学研究費補助金等の適正な使用の
確保に関する行政評価・監視
結果報告書

平成 25 年 11 月

総務省行政評価局

前書き

我が国の重要政策の一つとして位置付けられている科学技術イノベーションを推進する上で、大学等研究機関における独創的で多様な世界トップレベルの基礎研究や国家安全保障・基幹技術等の研究開発の推進は、重要なものとなっている。

これら研究を推進する上で重要な競争的資金制度は、競争的な研究環境を形成し、研究者が多様で独創的な研究開発に継続的、発展的に取り組む際の基幹的な研究資金制度として、目的や特性に応じて多様な種類が設けられている。

競争的資金の中核を成す科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金（以下「科研費」という。）は、人文・社会科学から自然科学までの全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を対象とする唯一のものである。その予算額は、平成 15 年度の約 1,765 億円から 24 年度には約 2,566 億円（対 15 年度比 145.4%）と、ここ 10 年で約 1.5 倍に、また、採択件数（新規及び継続）も 15 年度の約 4 万件から 24 年度には 6 万 9,000 件に増加しており、科研費の平成 24 年度の予算規模は、各府省に係る競争的資金全体の約 6 割を占めている。

科研費を含む公的研究費（以下「科研費等」という。）は、適正に使用することが強く要請されている中で、文部科学省は、平成 19 年に、大学等の研究機関に対し、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定）を通知するなど、不正使用防止に関する取組を行ってきている。

しかし、その後も業者への預け金の発生等研究費の不正使用の事案が発覚したことを受け、文部科学省が公的研究費の経理に関し調査を実施した結果、少なくとも 19 機関において、上記ガイドライン施行後の平成 20 年度以降に不適切な経理（計約 1 億 7,200 万円分）があったことが判明している。また、最近では、平成 25 年 8 月に東京大学教授が詐欺（委託業務に関する架空発注）の容疑により東京地方検察庁から起訴されるなどしており、上記の取組の実効性の確保が課題となっている。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、科研費等の適正な使用を確保する観点から、研究費の不正使用防止に向けた体制の構築状況、研究費使用ルールの運用状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目次

第1	行政評価・監視の目的等	1
第2	科学研究費助成事業（科研費）の概要と取組の現状	2
第3	行政評価・監視結果	
1	科研費等の不正使用防止対策等の推進	32
(1)	科研費等の不正使用防止対策の推進	32
ア	物品購入等における事務局関与の徹底（いわゆる「預け金」の防止）	32
イ	謝金支給や備品管理等における事務局関与の徹底（いわゆる「プール金」の防止）	62
(2)	科研費等の不正使用防止に係る体制整備の的確な把握及び指導監督の徹底	72
ア	研究機関におけるガイドライン等の遵守の徹底	72
イ	文部科学省等による指導監督及び処分の厳格化	83
2	科研費（直接経費）の効果的な活用の推進	148
3	間接経費の使途の透明性の確保	167

図表目次

第2 科学研究費助成事業（科研費）の概要と取組の現状

図表 I-1-(1)-① 科研費の予算額の推移	6
図表 I-1-(1)-② 科研費のうち「科学研究費」の応募件数及び採択件数の推移	7
図表 I-1-(1)-③ 平成 25 年度の競争的資金制度別の予算額	8
図表 I-1-(2) 科研費の研究種別（平成 25 年度）	9
図表 I-1-(3)-① 科学研究費補助金の基金化の概要	10
図表 I-1-(3)-② 平成 24 年度における科研費の研究種目別新規採択配分額等	11
図表 I-1-(4)-① 研究機関の科研費に係る事務の流れ	12
図表 I-1-(4)-② 科学研究費補助金取扱規程（昭和 40 年 3 月 30 日 文部省告示第 110 号）〈抜粋〉	13
図表 I-2-① 平成 19 年度から 23 年度までに文部科学省・学術振興会が返還を命令した科学研究費補助金の不正使用事例	14
図表 I-2-② 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定）〈抜粋〉	20
図表 I-2-③ 「研究機関における公的研究費の適正な執行等のための取組の徹底について（通知）」（平成 23 年 8 月 19 日 付け 23 文科振第 196 号 文部科学省 高等教育局長・研究振興局長通知）による調査結果の概要（平成 25 年 4 月 26 日 現在）	29

第3 行政評価・監視結果

1 科研費等の不正使用防止対策等の推進

(1) 科研費等の不正使用防止対策の推進

ア 物品購入等における事務局関与の徹底（いわゆる「預け金」の防止）

図表 II-1-(1)-ア-① 「科学研究費補助金に係る不正使用等防止のための措置について（通知）」（平成 18 年 11 月 28 日 付け 18 文科振第 559 号 文部科学省 研究振興局長通知）別添 1 〈抜粋〉	40
図表 II-1-(1)-ア-② 「科学研究費助成事業—科研費—科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等」（平成 24 年度）〈抜粋〉	42
図表 II-1-(1)-ア-③ 「平成 24 年度科学研究費助成事業—科研費—公募要領」における取引業者に対する記載〈抜粋〉	45
図表 II-1-(1)-ア-④ 調査対象とした 61 大学一覧	46
図表 II-1-(1)-ア-⑤ 物品購入時の発注主体	47
図表 II-1-(1)-ア-⑥ 研究者発注を認めている 51 大学の備品等・消耗品別及び発注可能限度額別大学数	48

図表Ⅱ-1-(1)-ア-⑦ 調査対象抽出課題に係る購入物品の発注及び検収主体別 件数	49
図表Ⅱ-1-(1)-ア-⑧ 研究者発注を認めている51大学において研究者が発注す る場合の見積り徴取の取扱い	50
図表Ⅱ-1-(1)-ア-⑨ 「研究機関における公的研究費の不正使用等の防止に関 する体制整備及び運用の徹底等について」(平成24年12 月17日付け24文科振第507号文部科学省研究振興局長通 知) <抜粋>	51
図表Ⅱ-1-(1)-ア-⑩ 規程類により事務局検収の実施内容が確認できた大学に おける物品検収の実施主体及び取扱状況	52
図表Ⅱ-1-(1)-ア-⑪ 役務契約に係る検収の実施状況(規程類による判明分)	55
図表Ⅱ-1-(1)-ア-⑫ 事業者に対する各種取引ルールの周知等が必ずしも十分 ではない例	56

イ 謝金支給や備品管理等における事務局関与の徹底(いわゆる「プール金」の防止)

図表Ⅱ-1-(1)-イ-① 「物品管理業務の効率化について」(平成21年1月16日 付け各府省等申合せ) <抜粋>	65
図表Ⅱ-1-(1)-イ-② アルバイト等の非常勤雇用者への謝金(賃金)支給事務 に関する大学事務局の関与状況	66
図表Ⅱ-1-(1)-イ-③ 大学が寄付を受けて管理することになる物品の基準金額	67

(2) 科研費等の不正使用防止に係る体制整備の的確な把握及び指導監督の徹底

ア 研究機関におけるガイドライン等の遵守の徹底

図表Ⅱ-1-(2)-ア-① 不正防止計画を策定していない8大学における未策定の 理由	88
図表Ⅱ-1-(2)-ア-② 不正防止計画策定に当たって不正発生要因を把握してい ない大学(策定済み53大学中4大学)における未把握の理 由	88
図表Ⅱ-1-(2)-ア-③ 不正防止計画推進部署の責任体制が明確となっていない 大学(3大学)の状況	88
図表Ⅱ-1-(2)-ア-④ 不正防止計画の実施状況を把握していない大学(策定済み 53大学中9大学)における未把握の理由	89
図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑤ 研究者及び事務職員の行動規範を策定していない2大学 における未策定の理由	89
図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑥ 研究者と事務職員の行動規範を策定していると回答した 59大学における行動規範の内容	90
図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑦ 科研費等の不正使用防止に関する意識向上を中心とした 研修や説明会を実施している21大学(平成23年度実績)	91

図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑧	科研費等の交付内定者等に対し説明会等を実施している 23 大学（平成 23 年度実績）	93
図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑨	平成 24 年度に受講を義務化した 1 大学	95
図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑩	調査した 61 大学における使用ルール等の理解度調査 の実施状況	95
図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑪	29 大学における理解度調査結果の活用状況	96
図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑫	調査した 61 大学における研究費の不正使用事例の公表基 準を定めていない大学	97
図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑬	不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を 定めていない 4 大学における未策定の理由	97
図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑭	調査した 61 大学における取引停止措置規程において、取 引停止期間を規定していない大学	97
図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑮	他大学の取引停止情報の提供に関する各大学の意見（情 報提供の拡大に賛同の 14 大学）	98
図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑯	調査した 61 大学のうち、通報者を限定している大学	100
図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑰	通報窓口の周知を口頭により行っている 2 大学の概要	100
図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑱	通報窓口のメールアドレス、電話番号等連絡先をホームペ ージに掲載していないなど周知が不十分な 5 大学の概要	101
図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑲	ホームページにおいて、サイトマップ（掲載事項一覧）が ないため、通報窓口の情報が迅速に閲覧できない 1 大学の 概要	102
図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑳	平成 19 年度以降、研究費の不正使用が 5 件発生している が、通報窓口（庶務課）への通報がない 1 大学の概要	102
図表Ⅱ-1-(2)-ア-㉑	通報に基づき設置される調査の体制及び規程の整備状況 （未設置及び未整備の大学）	102
図表Ⅱ-1-(2)-ア-㉒	調査した 61 大学のうち、通報窓口の運用に係る規程を整 備していない大学	103
図表Ⅱ-1-(2)-ア-㉓	規程上、匿名による通報を認めていない 16 大学における 匿名通報の取扱い	103
図表Ⅱ-1-(2)-ア-㉔	調査した 61 大学における相談窓口の周知状況	103
図表Ⅱ-1-(2)-ア-㉕	調査した 61 大学のうち相談内容に関する F A Q を作成し ていない大学	103
図表Ⅱ-1-(2)-ア-㉖	調査した 61 大学のうち内部監査に係る規程整備が不十分 な大学	104
図表Ⅱ-1-(2)-ア-㉗	調査した 61 大学のうち内部監査体制の整備状況	104
図表Ⅱ-1-(2)-ア-㉘	平成 23 年度科研費についての内部監査の実施状況	108
図表Ⅱ-1-(2)-ア-㉙	平成 23 年度に通常監査又は特別監査を実施していない 理由	109

図表Ⅱ-1-(2)-ア-③⑩	内部監査対象課題の抽出方法	110
図表Ⅱ-1-(2)-ア-③⑪	調査した61大学における内部監査手法の導入状況	113
図表Ⅱ-1-(2)-ア-③⑫	不正使用事例が発覚した24大学の68事例における発覚の端緒	114
図表Ⅱ-1-(2)-ア-③⑬	内部監査における指摘があった41大学における指摘内容等	115
図表Ⅱ-1-(2)-ア-③⑭	平成23年度に科研費の配分(新規採択+継続分)を受けている703大学のうち、ガイドラインに基づく取組事項7項目全てをホームページで公表していない185大学の科研費配分額等	118
図表Ⅱ-1-(2)-ア-③⑮	調査した61大学のうち、ガイドラインに基づく事項7項目のいずれかをホームページで公表していないもの	122
図表Ⅱ-1-(2)-ア-③⑯	調査した61大学のうち、ガイドラインに基づく取組事項をホームページで公表していない27大学における未公表の理由	123
イ 文部科学省等による指導監督及び処分の厳格化		
図表Ⅱ-1-(2)-イ-①	ガイドライン現地調査の実績(平成19年度~24年度)	124
図表Ⅱ-1-(2)-イ-②	平成19年度から24年度までの間に実施されたガイドライン現地調査及び科研費実地検査において指摘事項ありと認識していた大学	126
図表Ⅱ-1-(2)-イ-③	体制整備等自己評価チェックリストを活用していない大学の未活用理由	127
図表Ⅱ-1-(2)-イ-④	研究機関における体制整備等自己評価チェックリストの活用例	128
図表Ⅱ-1-(2)-イ-⑤	体制整備等自己評価チェックリストに係る研究機関からの意見・要望	130
図表Ⅱ-1-(2)-イ-⑥	科研費実地検査の実績(平成19年度~24年度)	132
2 科研費(直接経費)の効果的な活用の推進		
図表Ⅱ-2-①	科研費の使い勝手向上のための文部科学省の主な取組	154
図表Ⅱ-2-②	繰越件数の推移(平成15年度~23年度)	154
図表Ⅱ-2-③	調査対象研究課題における使い切り、繰越、返還等の実績(課題、金額)	155
図表Ⅱ-2-④	調査対象研究課題における研究期間最終年度の物品購入経費の執行状況(平成23年度)	156
図表Ⅱ-2-⑤	研究期間最終年度の年度末(3月以降)の経費支払割合別の大学数	157

図表Ⅱ-2-⑥ 基金の物品購入について最終年度を除く各年度の3月末より前に期限を設定している6大学	158
---	-----

3 間接経費の使途の透明性の確保

図表Ⅱ-3-① 「第2期科学技術基本計画」(平成13年3月30日閣議決定) ＜抜粋＞	173
図表Ⅱ-3-② 「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)	174
図表Ⅱ-3-③ 科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等 (平成23年度)＜抜粋＞	176
図表Ⅱ-3-④ 「平成23年度科学・技術重要施策アクション・プラン」(平成22年7月8日科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員) ＜抜粋＞	179
図表Ⅱ-3-⑤ 「第4期科学技術基本計画」(平成23年8月19日閣議決定) ＜抜粋＞	180
図表Ⅱ-3-⑥ 平成23年度において機関としての使用に関する方針等を作成せずに間接経費を使用している7大学	181
図表Ⅱ-3-⑦ 競争的資金を獲得した研究者へ間接経費の一部を配分しているもの	181
図表Ⅱ-3-⑧ 競争的資金を獲得した研究者へ学内予算から間接経費一部相当額を配分しているもの	182
図表Ⅱ-3-⑨ 間接経費の使途を研究者に周知していない24大学における未周知の理由	183
図表Ⅱ-3-⑩ 間接経費の使途を研究者に周知しているとする37大学における周知の方法	183
図表Ⅱ-3-⑪ 執行実績報告書における間接経費の使途の記載例	184
図表Ⅱ-3-⑫ 調査した61大学のうち、文部科学省又は学術振興会による科研費 実地検査において間接経費に係る指摘があったとする3大学の指摘内容	186
図表Ⅱ-3-⑬ 科研費実地検査において間接経費に係る指摘が確認できた3大学 と同様の状況がみられる他の15大学における科研費実地検査受検 状況	187
図表Ⅱ-3-⑭ 科研費における間接経費の助成額の推移	188

事例表目次

第3 行政評価・監視結果

1 科研費等の不正使用防止対策等の推進

(1) 科研費等の不正使用防止対策の推進

ア 物品購入等における事務局関与の徹底（いわゆる「預け金」の防止）

事例表Ⅱ-1-(1)-ア-① 研究者（室）と事業者との癒着を防止するための対策を講じている例…………… 58

事例表Ⅱ-1-(1)-ア-② 事務局検収の例外を認めている大学における例外物品の取扱状況…………… 59

事例表Ⅱ-1-(1)-ア-③ 「研究費不正使用に関する再発防止等について」（平成21年7月28日付け東京大学コンプライアンス室長通知）…………… 61

イ 謝金支給や備品管理等における事務局関与の徹底（いわゆる「プール金」の防止）

事例表Ⅱ-1-(1)-イ-① 同種類品の物品であるにもかかわらず備品と消耗品とで扱いが区々となっている例…………… 68

事例表Ⅱ-1-(1)-イ-② 消耗品扱いとなっている研究機器や汎用パソコンの例…………… 69

事例表Ⅱ-1-(1)-イ-③ 消耗品に位置付けられる汎用パソコンについて大学の所有物であることを明示している大学や事務局発注の対象としている大学の例…………… 71

(2) 科研費等の不正使用防止に係る体制整備の的確な把握及び指導監督の徹底

ア 研究機関におけるガイドライン等の遵守の徹底

事例表Ⅱ-1-(2)-ア-① 不正防止計画の実効性の確保に問題が認められる事例…………… 134

事例表Ⅱ-1-(2)-ア-② 不正防止計画から逸脱した行為が放置されている事例…………… 135

事例表Ⅱ-1-(2)-ア-③ 不正防止計画策定に当たって、不正事例に係る不正発生要因分析が不十分なため、不正を防止できなかった事例…………… 137

事例表Ⅱ-1-(2)-ア-④ 研修や説明会の受講が科研費等の申請の要件となっている事例…………… 138

事例表Ⅱ-1-(2)-ア-⑤ 業者への取引停止処分が実施されていない不正事例（3件）の概要…………… 139

事例表Ⅱ-1-(2)-ア-⑥ 内部監査を発端として発覚した科研費の不正使用事例…………… 140

事例表Ⅱ-1-(2)-ア-⑦ 内部監査における指摘事項について改善されていないなどの事例…………… 141

イ 文部科学省等による指導監督及び処分の厳格化

- 事例表Ⅱ-1-(2)-イ-① ガイドライン現地調査及び科研費実地検査において、指摘を受けたと認識している大学における主な指摘事項…… 142
- 事例表Ⅱ-1-(2)-イ-② ガイドライン現地調査において大学が指摘と認識している事項について改善されていない、又は改善が不十分な事例…………… 144
- 事例表Ⅱ-1-(2)-イ-③ チェックリストの評点と実際の実施内容がかい離していた事例…………… 146
- 事例表Ⅱ-1-(2)-イ-④ 科研費実地検査において大学が指摘と認識している事項について改善されていない、又は改善が不十分な事例… 147

2 科研費（直接経費）の効果的な活用の推進

- 事例表Ⅱ-2-① 研究期間最終年度終盤で高額物品を購入している例…………… 159
- 事例表Ⅱ-2-② 配分された科研費の使い切りを促す（又はそのおそれのある）対応を行っている大学の例…………… 163
- 事例表Ⅱ-2-③ 科研費の年度末執行の妥当性について確認している大学の例… 164
- 事例表Ⅱ-2-④ 執行残額の返還を推奨している大学の例…………… 165
- 事例表Ⅱ-2-⑤ 備品の発注・納品期限を原則として年内にしている大学の例… 166

3 間接経費の使途の透明性の確保

- 事例表Ⅱ-3 間接経費の使途の適正性に係る判断が、実質的には研究当事者に委ねられていると考えられる例…………… 189